

## 肥料等の対策

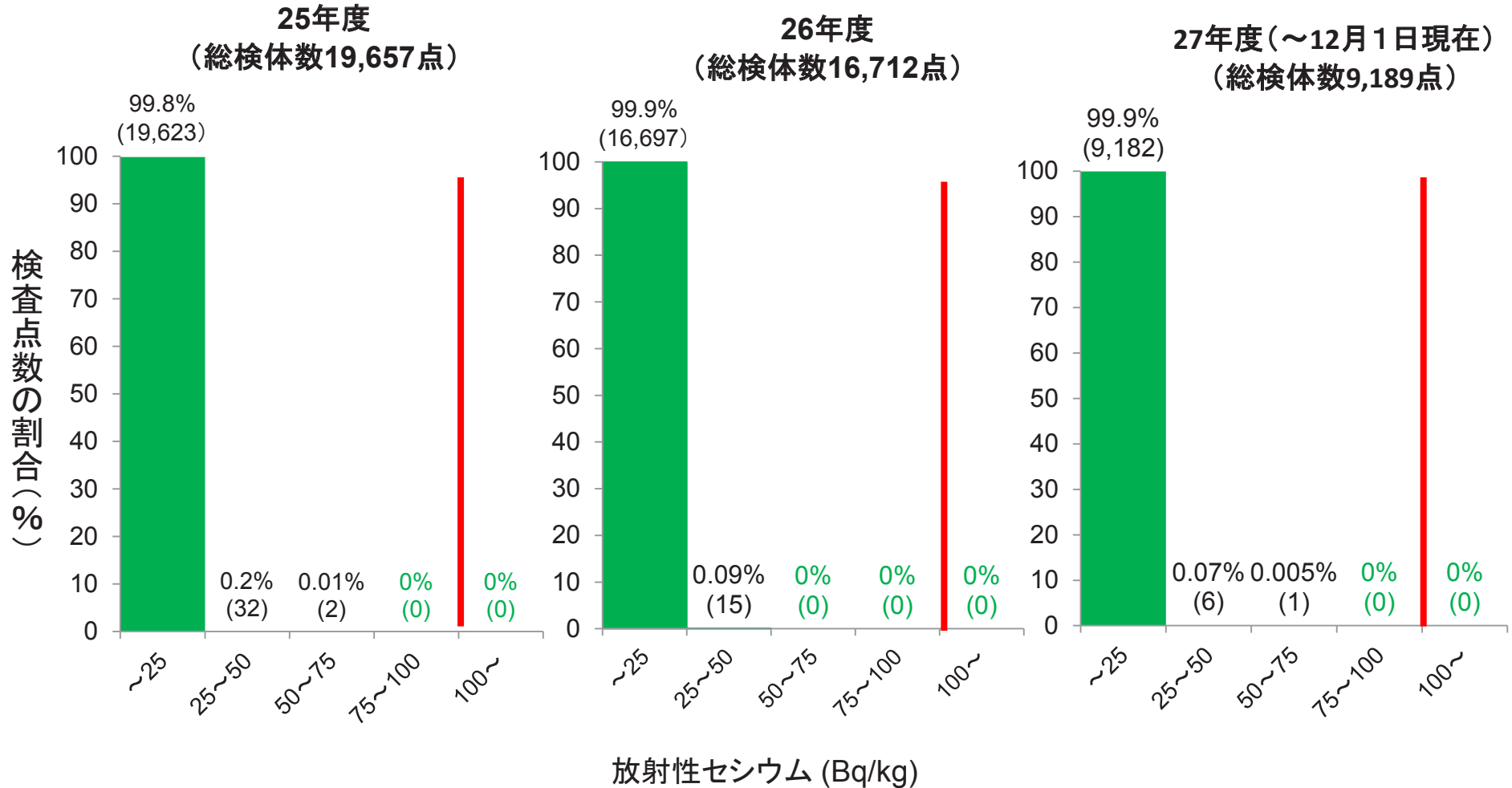
- 農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材の暫定許容値（400ベクレル/kg）を設定※。
- 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施。

※堆肥等を長期間施用しても、東京電力福島第一原子力発電所事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは別の観点で設定。

# 収穫後の放射性物質検査

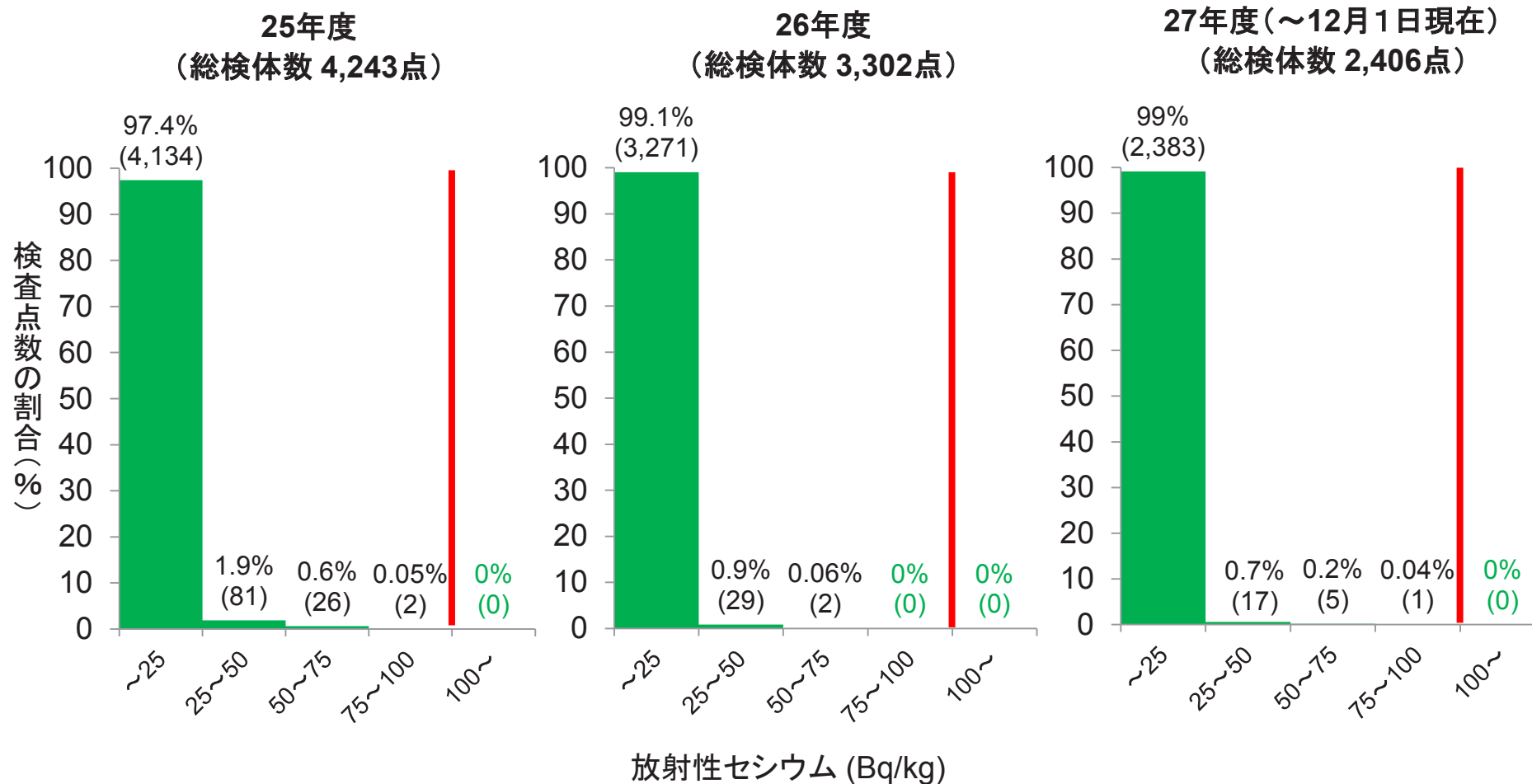
- ・ 検査等のガイドラインを踏まえ各都道府県で検査を実施
  - ・ 過去の検査結果等を踏まえ、放射性セシウム濃度の検出レベルの高い品目・地域について重点的に検査
- 検査のガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)
    - 検査結果や知見の集積を踏まえて、より適確な検査が行われるよう見直し(平成23年4月4日の制定以来7回見直し)
    - これまでの検査点数:約130万点(このほか米の全袋検査4,226万点等) 平成27年12月1日現在
  - 過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目、地域について、特に綿密な検査を実施

# 野菜の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



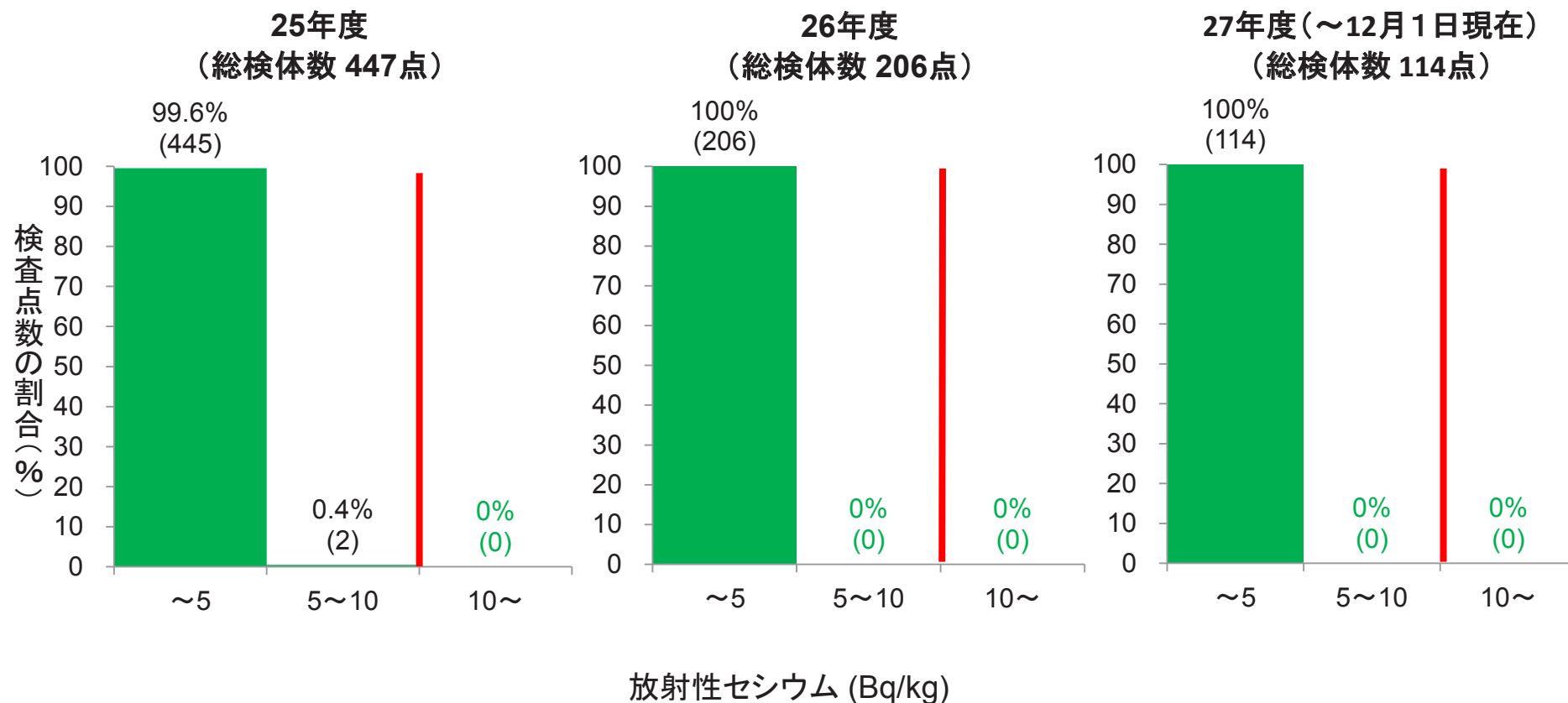
(注) ・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
 ・検出下限値未满是25Bq/kg以下として集計。

# 果実の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・検出下限値未満は25Bq/kg以下として集計。

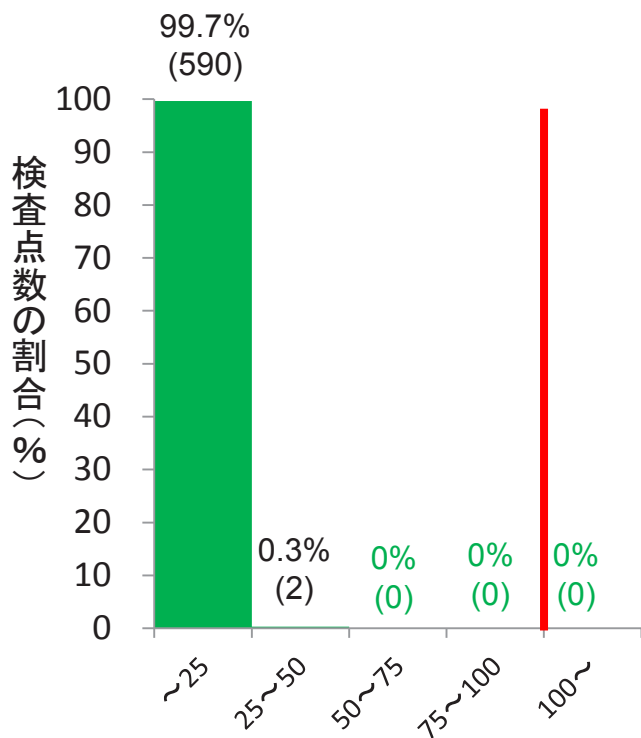
# 茶の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



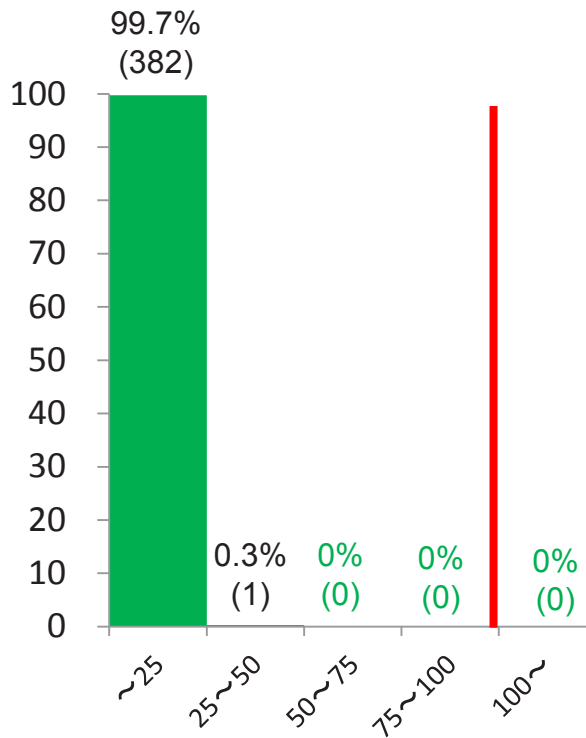
(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・茶の基準値は平成24年度以降は飲用に供する状態で10Bq/kg。  
・検出下限値未滿は5Bq/kg以下として集計。

# 麦の検査結果の推移（～平成27年12月1日）

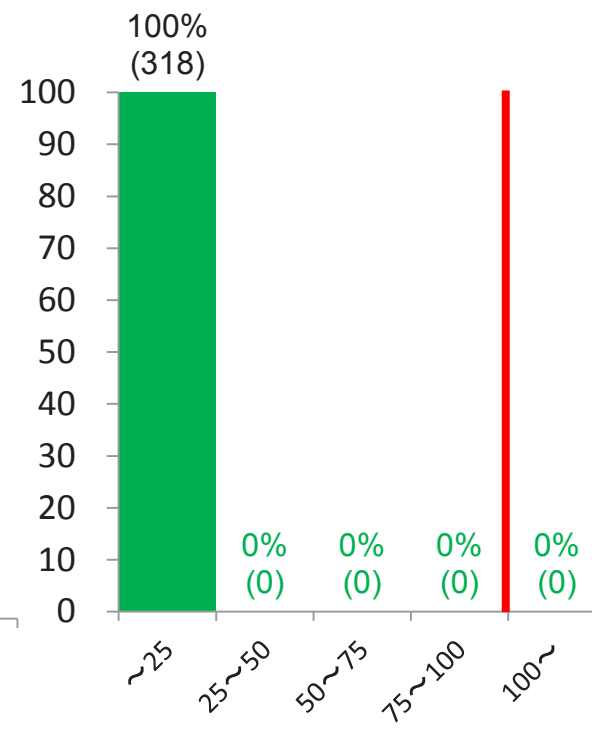
25年度  
（総検体数592点）



26年年度  
（総検体数383点）



27年度（～12月1日現在）  
（総検体数318点）

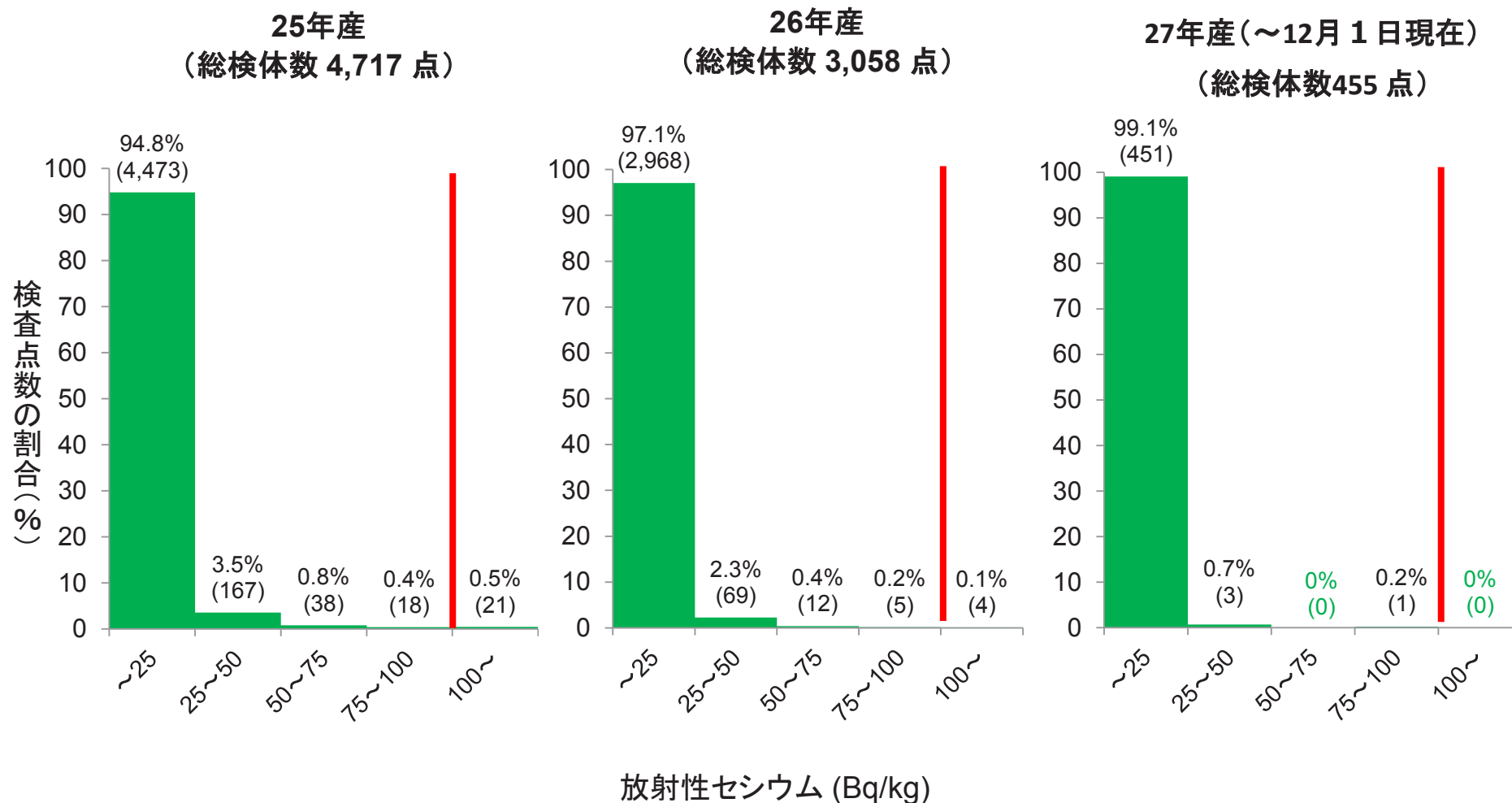


放射性セシウム (Bq/kg)

（注）・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・検出下限値未満は25Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

# 大豆の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
 ・検出下限値未満は25Bq/kg以下として集計。  
 ・検査点数は生産年度ごとに集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

## 米 平成27年産米の安全対策

### 作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査の組合せで安全確保

- 前年産米の検査結果や、避難指示区域の見直し等も踏まえ
- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 避難指示により営農が制限されている居住制限区域は農地の保全管理や試験栽培
- ③ 営農の再開が可能な避難指示解除準備区域では、営農再開に向けた実証栽培等
- ④ そのほかの地域については、前年産米の検査結果等に基づいて、地域毎に検査密度を設定して検査



# 米

# 平成27年産稲の作付制限等の対象区域



## 作付制限

作付・営農は不可。



## 農地保全・試験栽培 (26年産で新設)

除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。



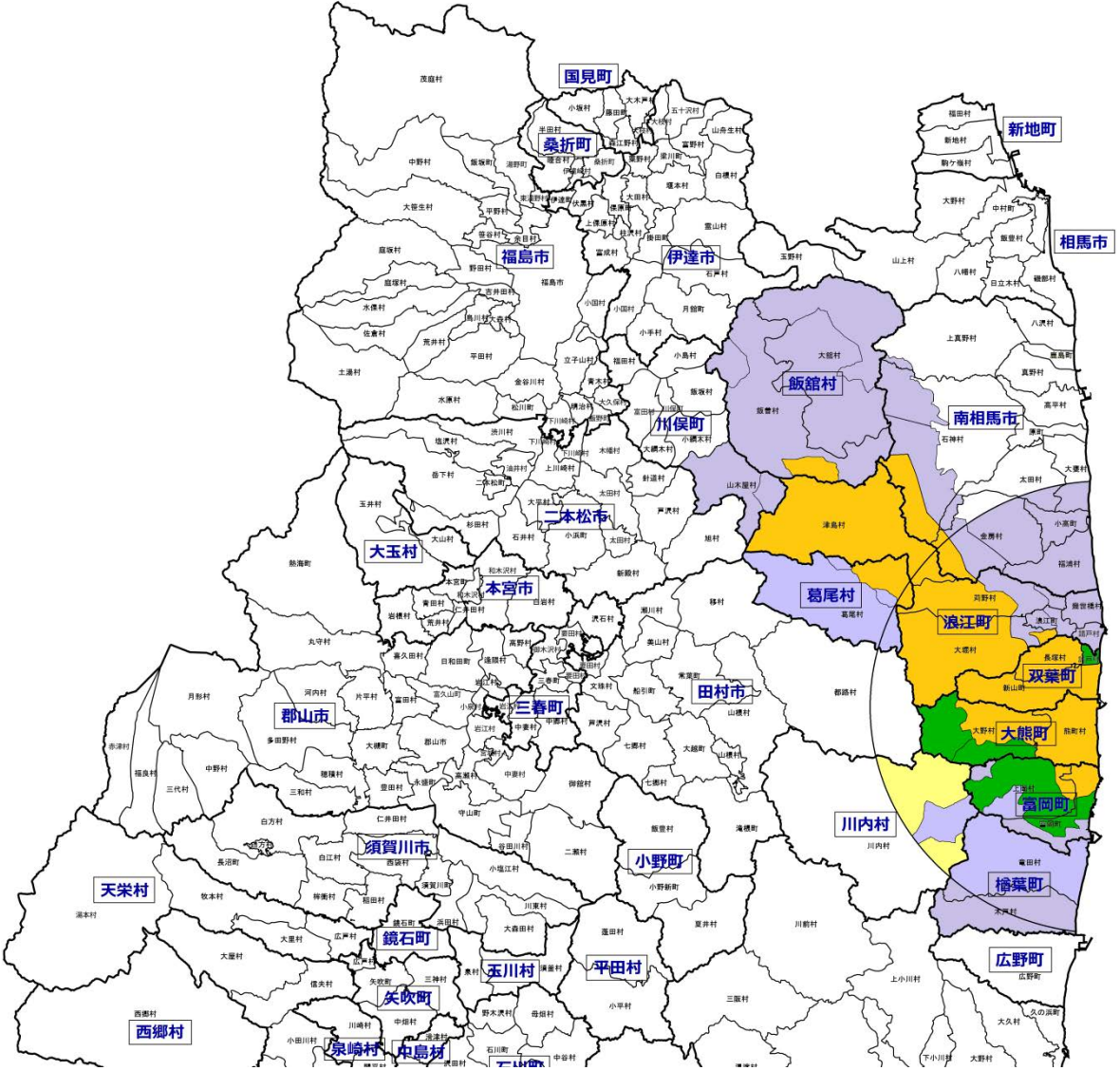
## 作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。



## 全量生産出荷管理

管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。



農林水産省「米の作付等に関する方針」より作成

農林水産省

## 米 全袋検査

福島県では、平成24年産米から、県全体で全袋検査を実施。



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

米

## 米の検査結果（～平成27年12月1日）

	50ベクレル/kg以下	50ベクレル/kg超 ～ 100ベクレル/kg	100ベクレル/kg超	超過割合 (%)
平成27 年産	984万	14	0	0%
平成26 年産	1,102万	14	2	0.00002%
平成25 年産	1,104万	817	28	0.0003%
平成24 年産	1,037万	2,095	84	0.0008%
平成23 年産	25,063	809	592	2.24%

平成27年12月 1日までに厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき集計。

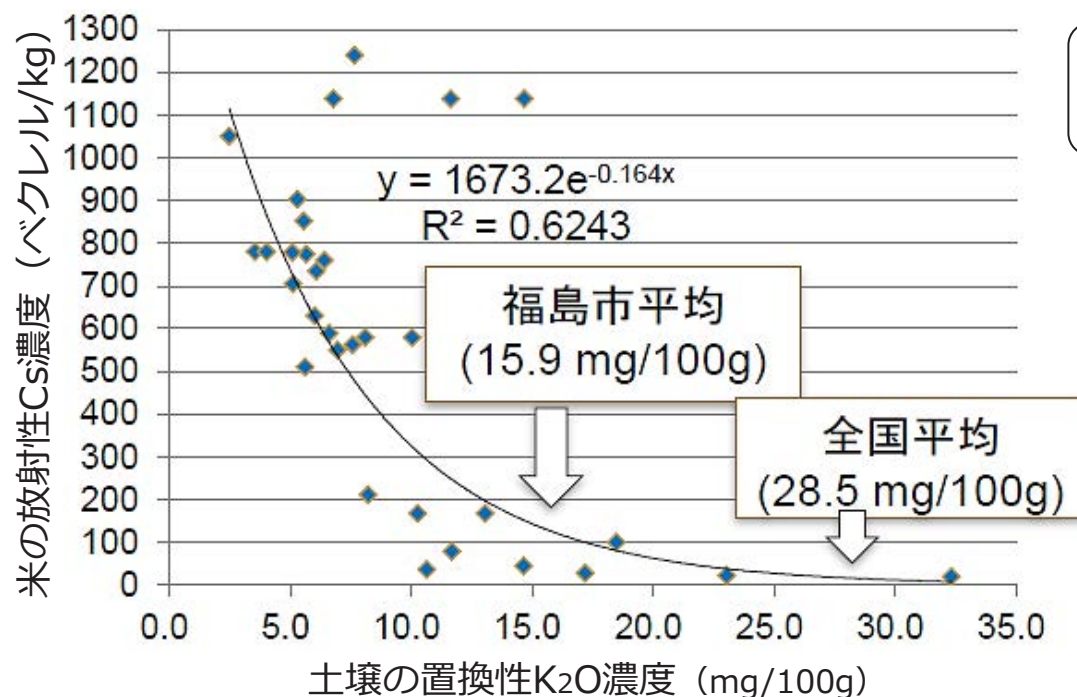
農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省



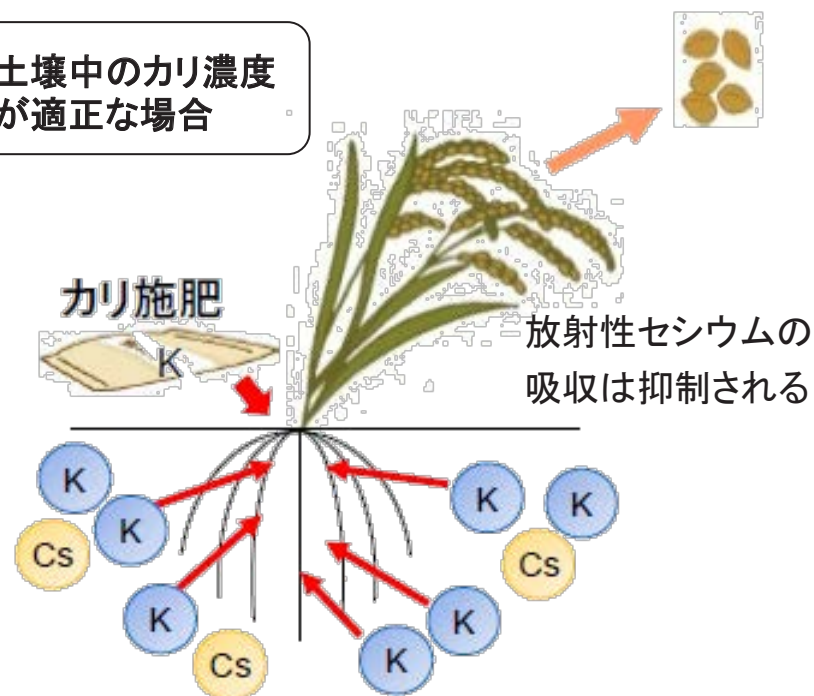
## 米 玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因（土壌）

- ・ 玄米中の放射性セシウム濃度が高い値が見られた水田では、土壌中のカリウム濃度が低い傾向が見られた。
- ・ 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。



### カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壌中のカリ濃度が適正な場合



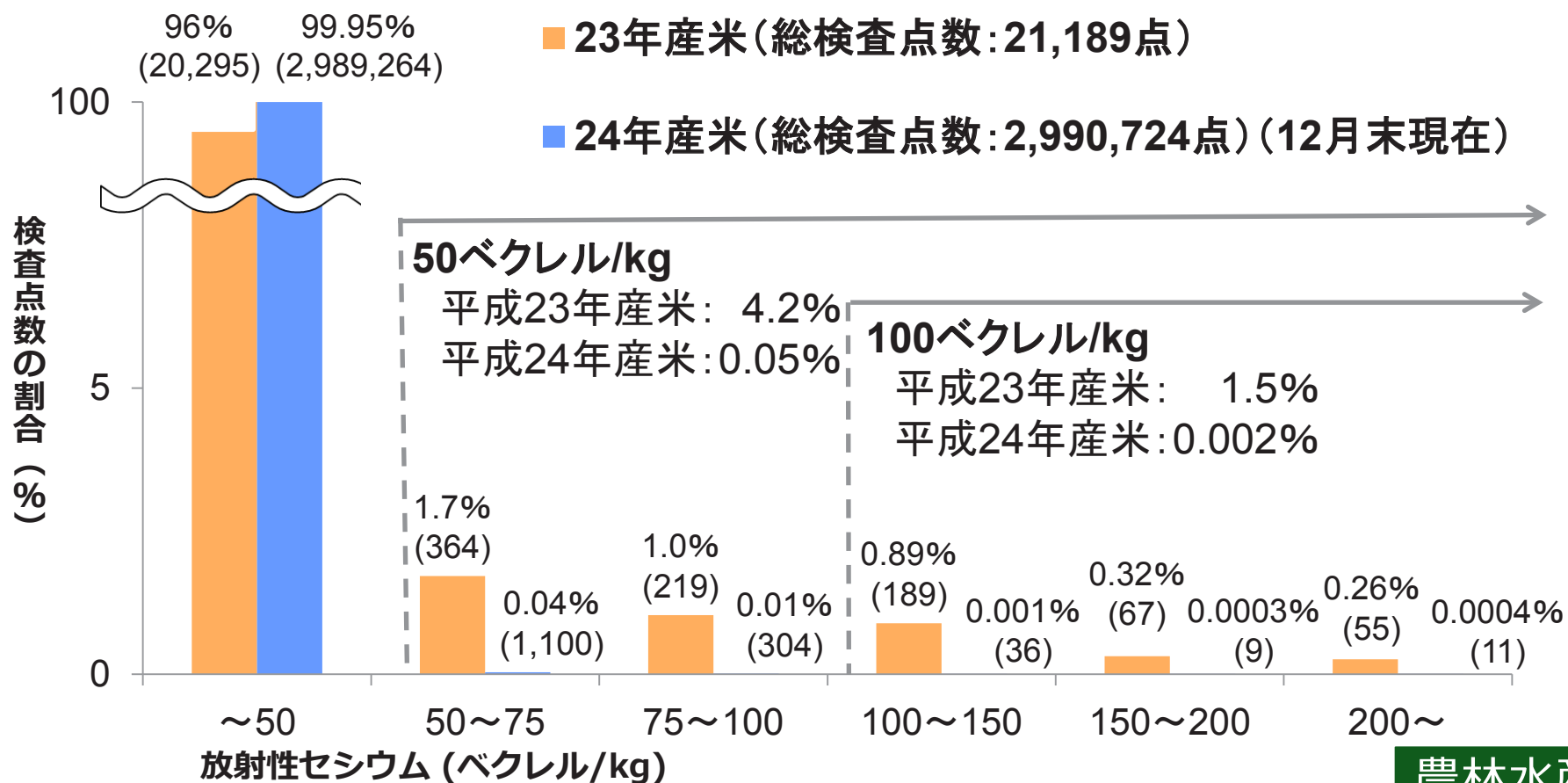
農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

# 米 平成23年産と平成24年産米の検査結果（福島県産米）

平成23年産と比較すると100ベクレル/kg超過割合は減少。

平成23年産と平成24年産米の検査結果（福島県）  
（平成23年産米の緊急調査の対象区域）



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

## 基準値に対応した飼養管理（1/2）

食肉や牛乳が基準値（食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg）を超える放射性セシウムを含まないように、飼料の暫定許容値を設定

	暫定許容値 (Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
養殖魚	40

1. 飼料の暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与する等の適切な飼養管理の徹底



2. 暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進





# 畜産物の放射性物質検査

## ■ 放射性物質検査の体制

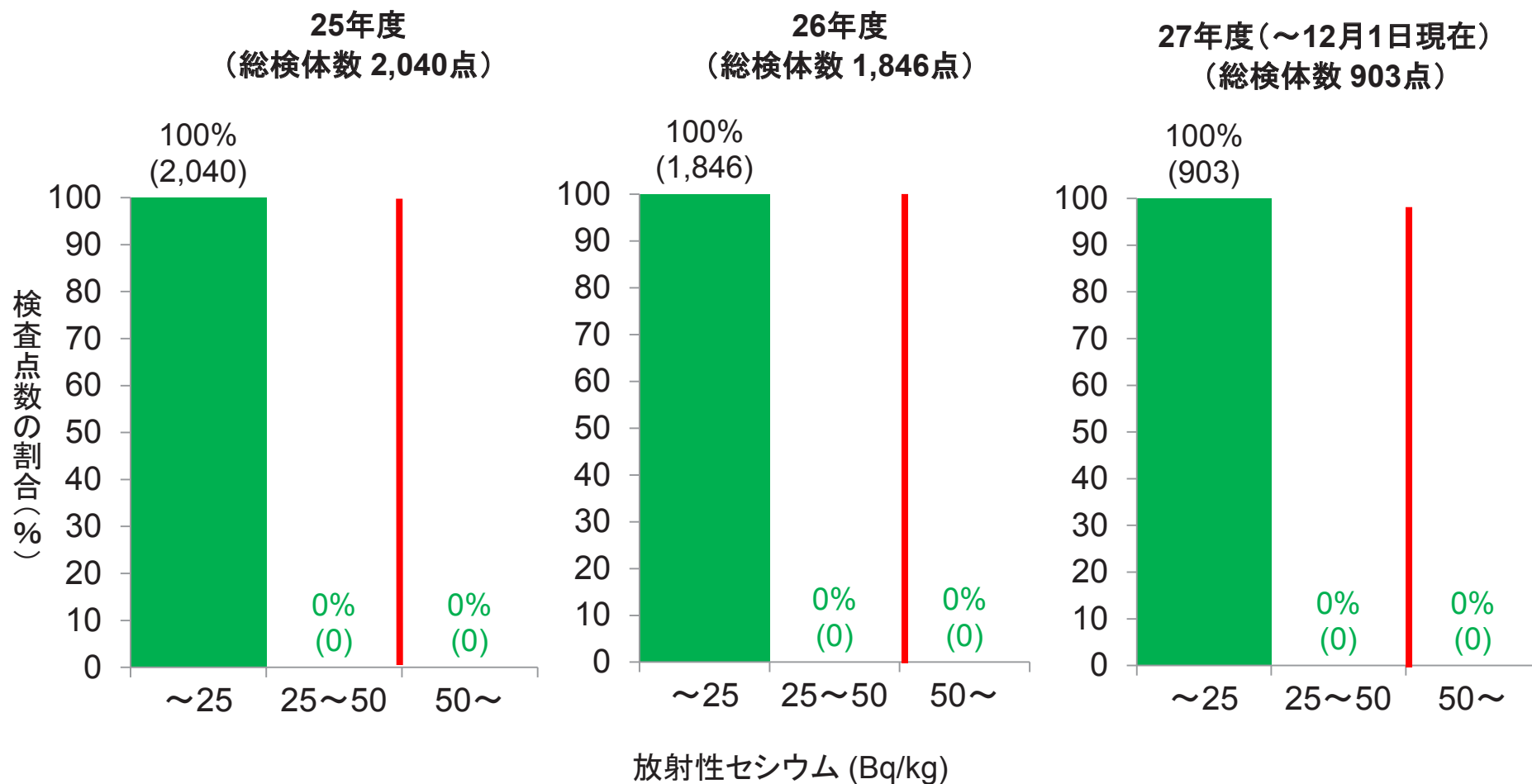
### ① 牛肉

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）では、3か月に1度、全戸検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1度検査。特に、このうち4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査を実施。

### ② 乳

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）では、2週間に1度検査を実施。

## 原乳の検査結果（～平成27年12月1日）

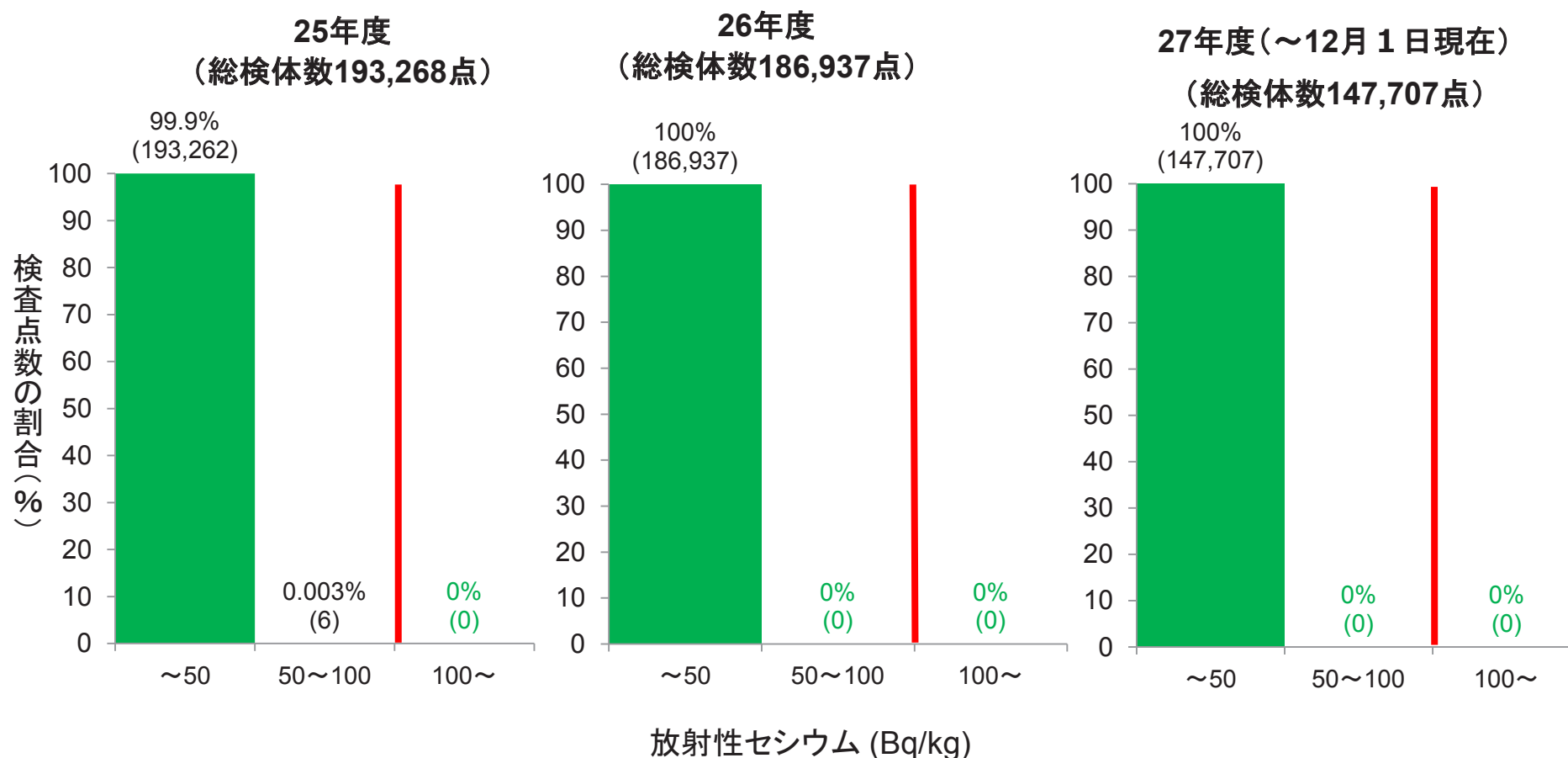


(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

## 牛肉の検査結果（～平成27年12月1日）



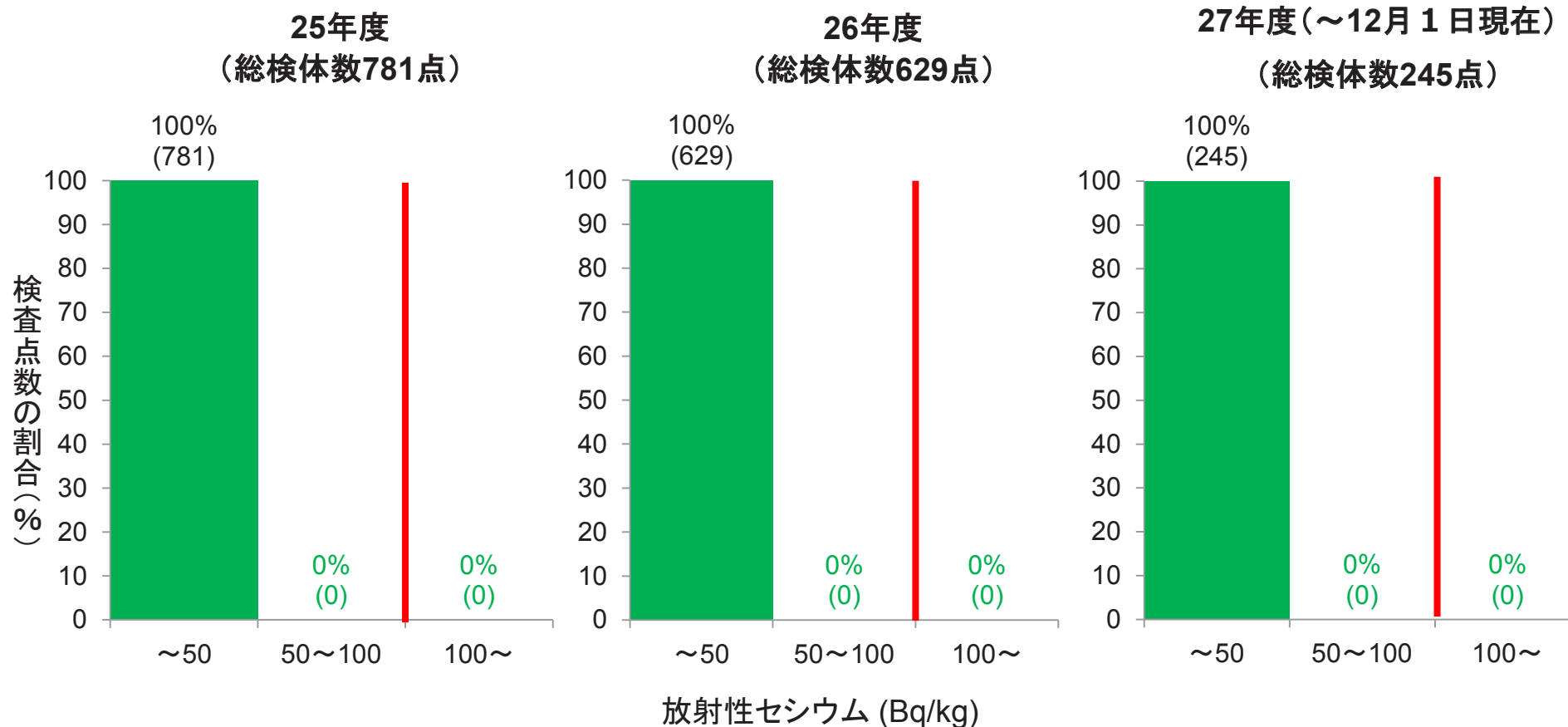
(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

# 畜産物 豚肉・鶏肉・卵の検査結果（～平成27年12月1日）（1/2）

## 豚肉



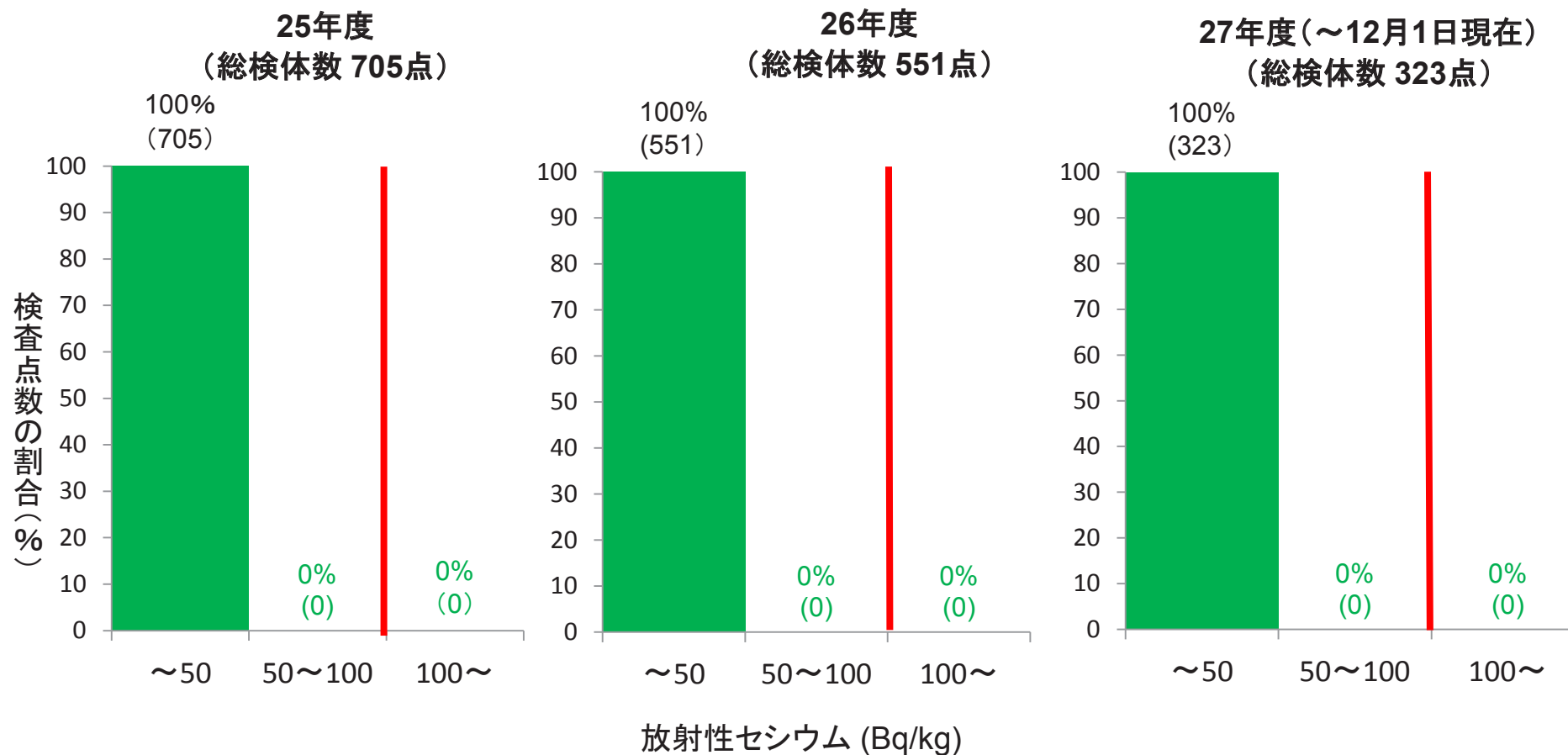
(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

# 畜産物 豚肉・鶏肉・卵の検査結果（～平成27年12月1日）（2/2）

## 鶏肉・卵



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

## 具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保  
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこと原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ウェブサイト、パンフレットによる情報発信、巡回指導



## きのこ原木等の当面の指標値【参考】

- きのこ原木や菌床等は全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床等の安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

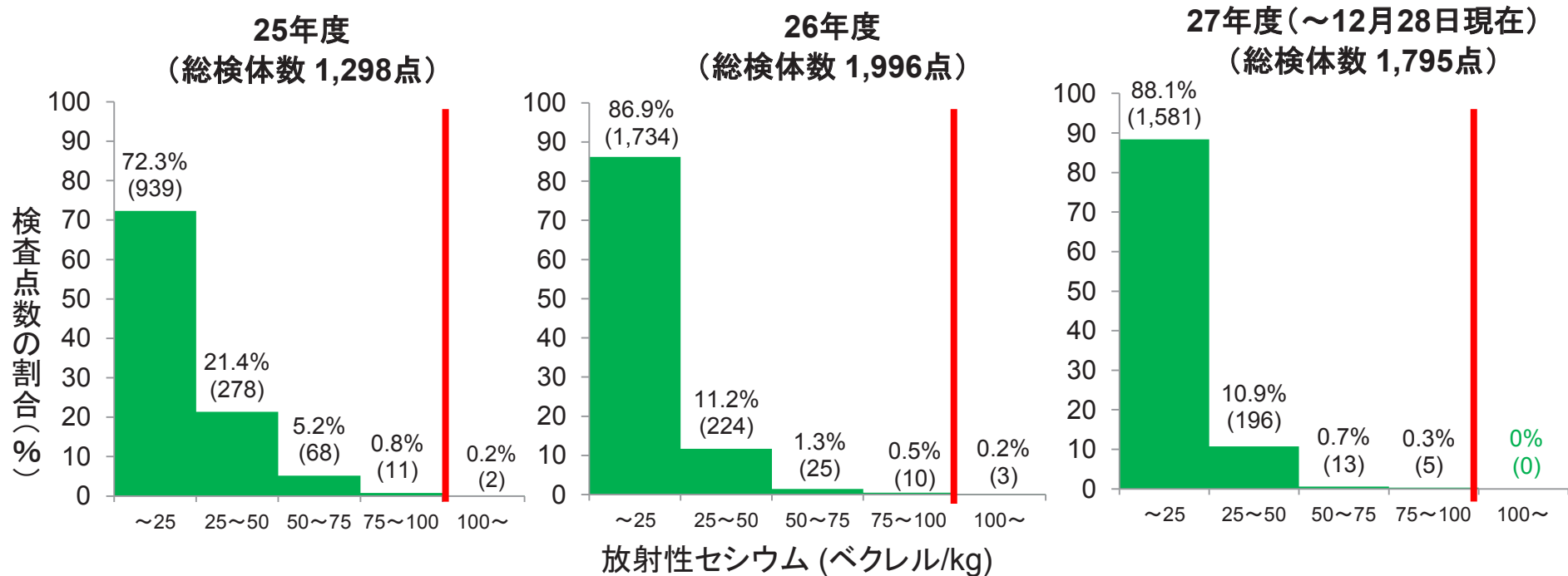
改正前		改正後(平成24年4月～)	
きのこ原木	150ベクレル/kg	きのこ原木及びほだ木	50ベクレル/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200ベクレル/kg

ほだ木：きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

菌床：おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

## 原木しいたけの検査結果（～平成27年12月28日）

- 平成25年度以降も基準値超過が見られるものの、その割合は年々減少。
- 出荷制限指示（平成27年12月28日時点）  
露地栽培：6県（93市町村） 施設栽培：4県（17市町）



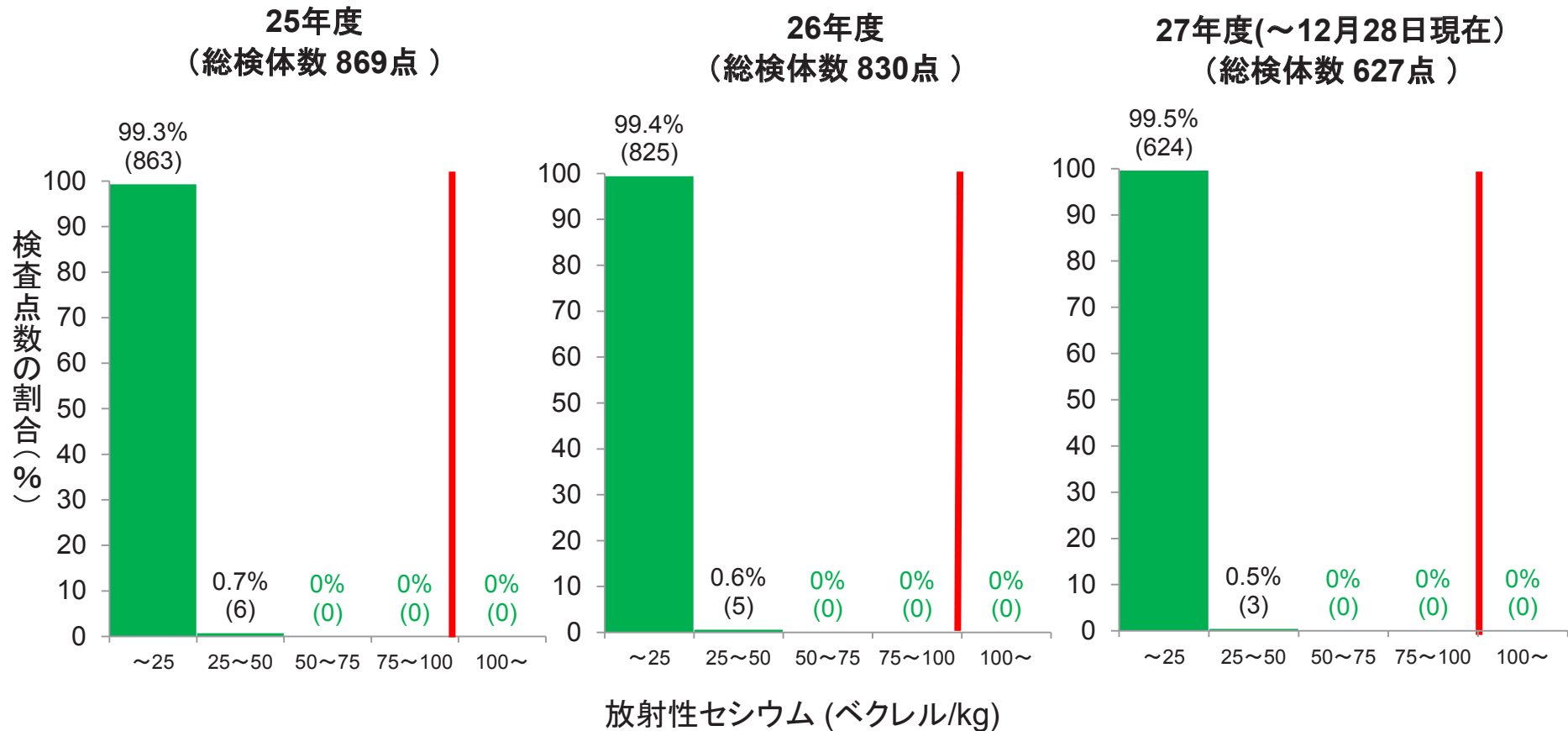
(注) ・平成27年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省



菌床しいたけで平成24年度以降に基準値を超過したものはない。



(注) ・平成27年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
 ・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

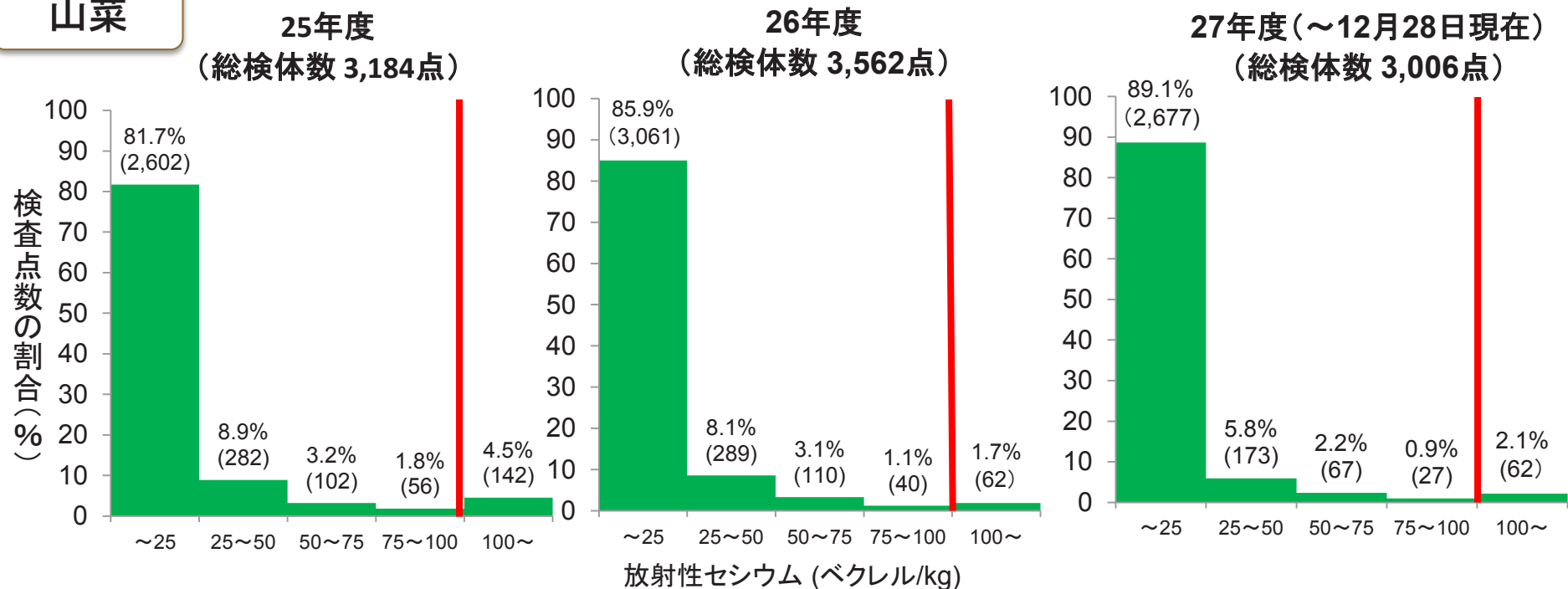
農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

## 山菜等の検査結果（～平成27年12月28日）

- 平成25年度以降も基準値超過が見られるため、出荷管理を徹底するよう指導。
- 出荷制限指示（平成27年12月28日時点）
  - 山菜（たけのこ・くさそてつ等）：7県（100町村）
  - 野生きのこ：10県（109市町村）

## 山菜



(注) ・平成27年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
 ・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

# 水産物の調査の考え方

## ○ 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加等調査を強化

- ・ 50ベクレル/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
- ・ 近隣県の調査結果を参考

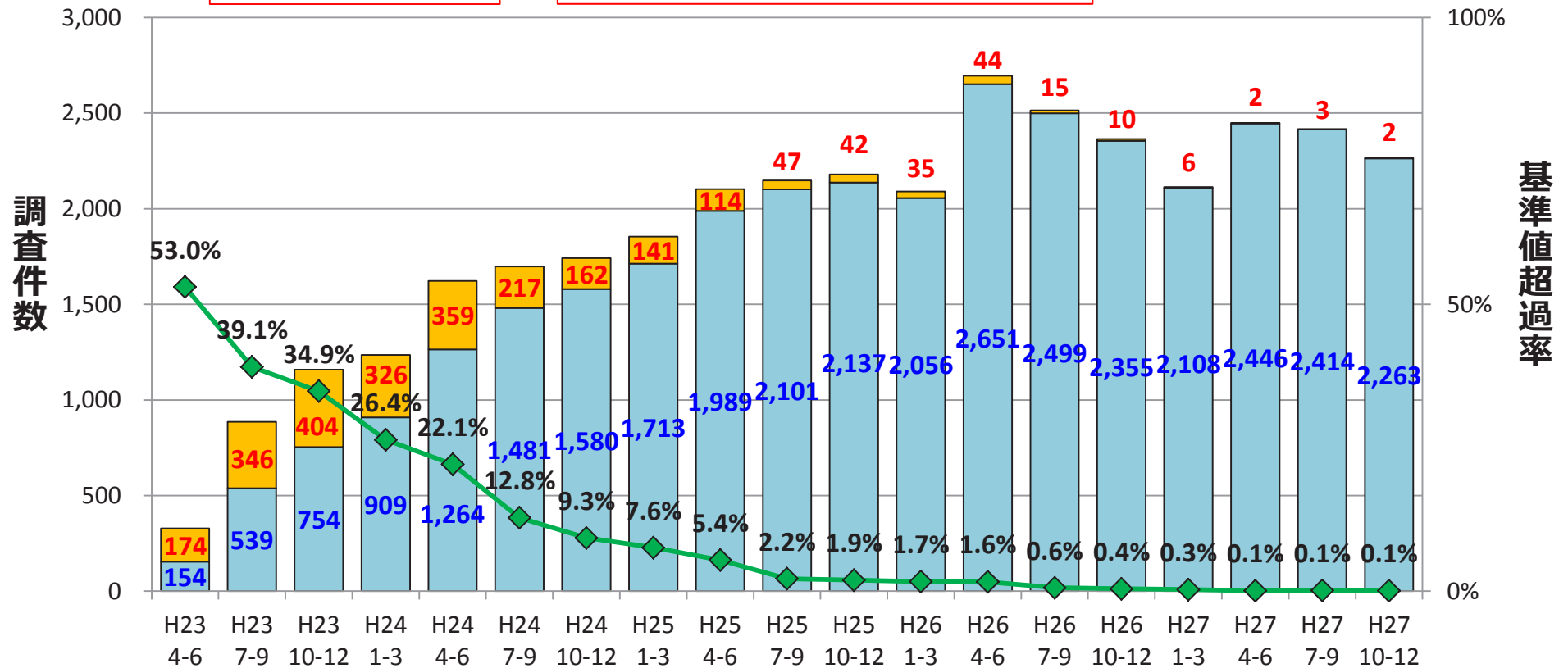
沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域ごとの主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

# 水産物の検査結果（福島県：35,862点）

基準値を超える割合が当初53.0%だったが、現在では0.1%まで低下

■ 100Bq/kg超  
■ 100Bq/kg以下  
◆ 超過率

総検体数：35,862検体  
 100Bq/kg超の検体数：2,449検体  
 100Bq/kg以下の検体数：33,413検体

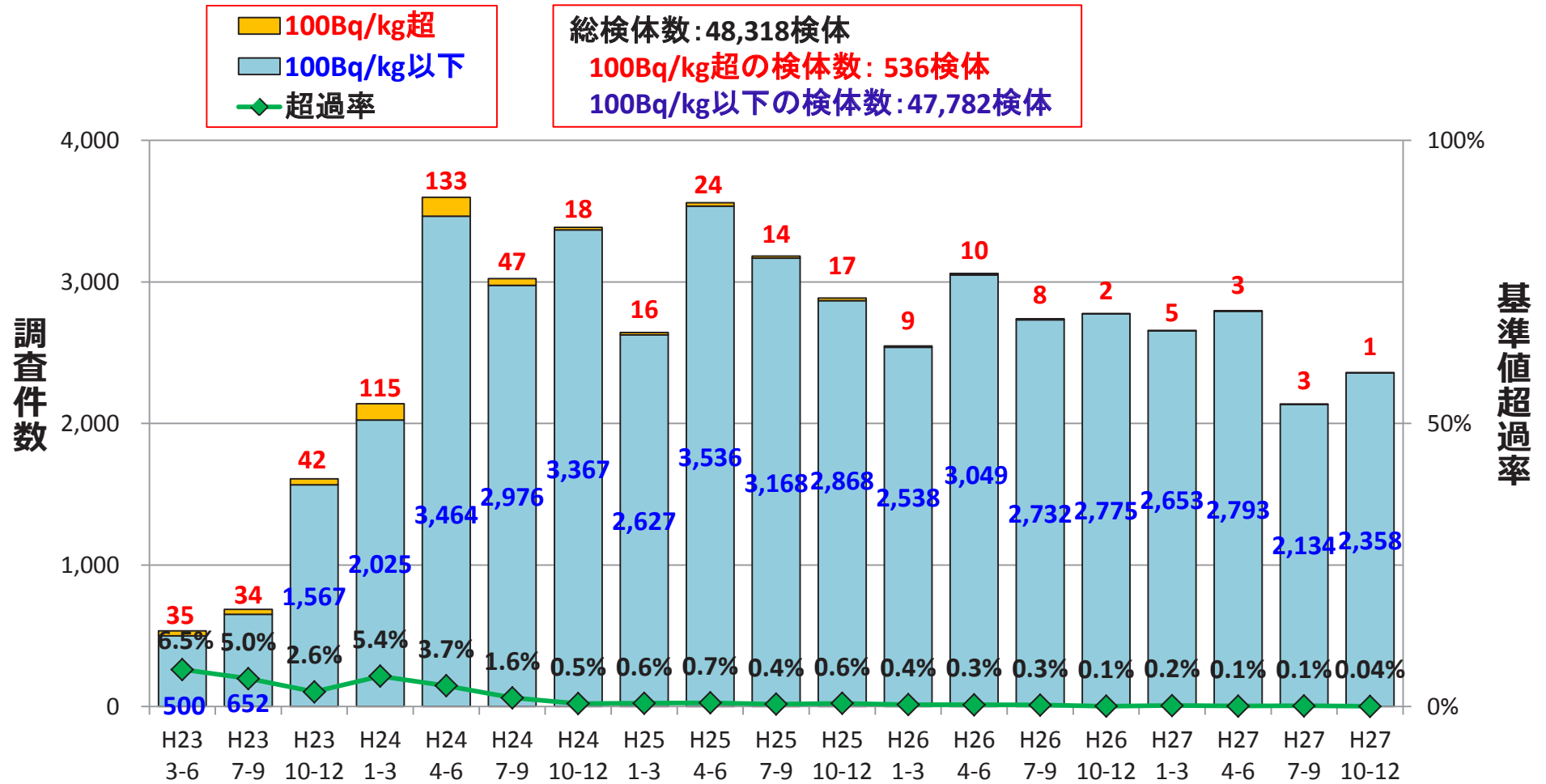


(注) 平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

# 水産物の検査結果（福島県以外：48,318点）

基準値を超える割合は徐々に低下し、現在では0.04%まで推移

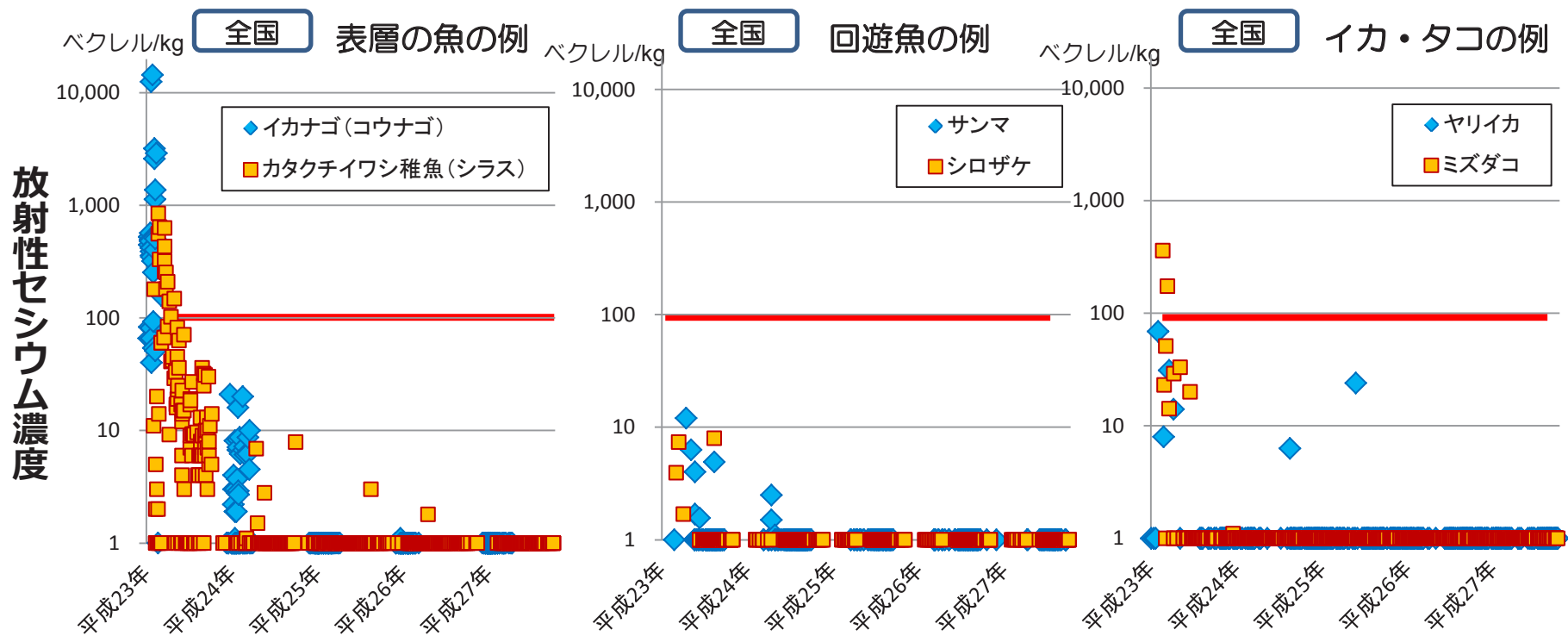


(注) 平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

# 魚種別の放射性セシウム濃度の傾向 (1/2)

- シラス等の表層魚 : 時間の経過と共に基準値を下回る
- 回遊魚、イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類 : 基準値を下回る
- カレイ等の底魚 : 現在でも基準値を上回る魚種が存在する  
→ 生息域の環境や食性等が品目ごとの傾向に関係

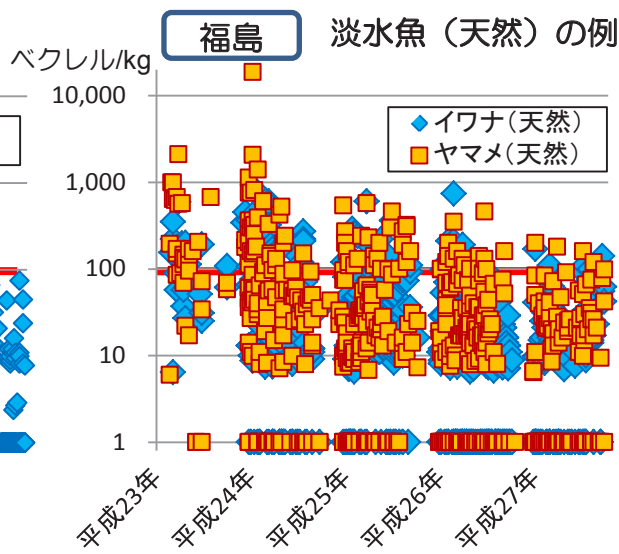
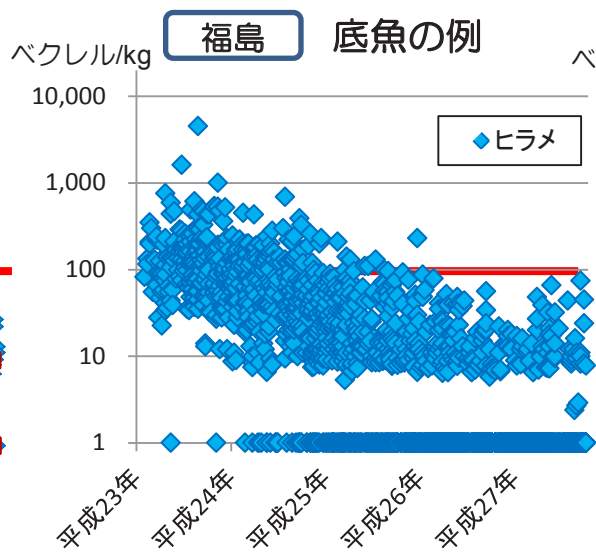
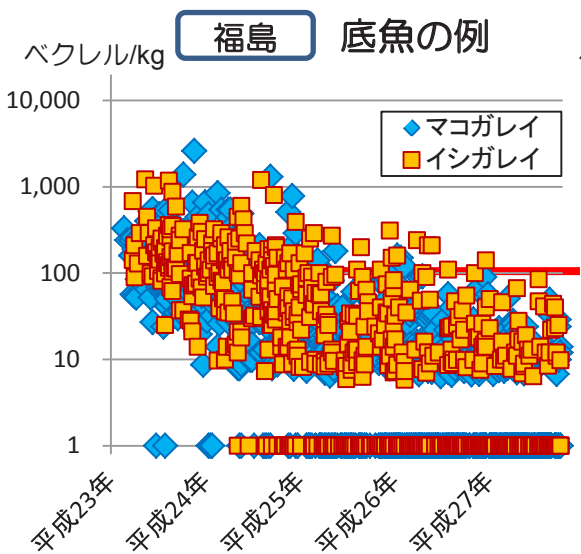
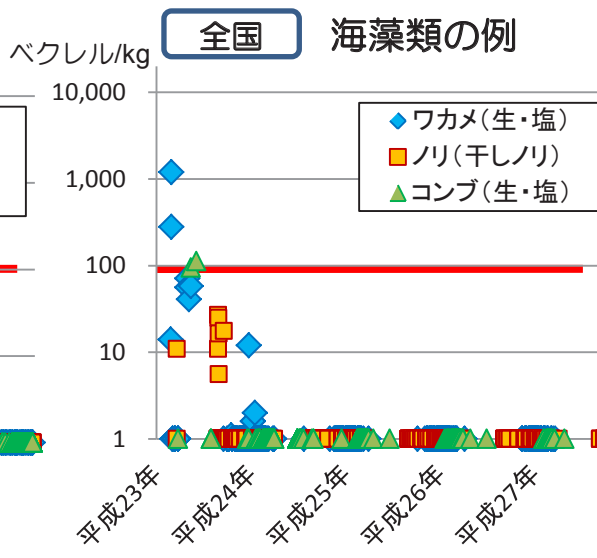
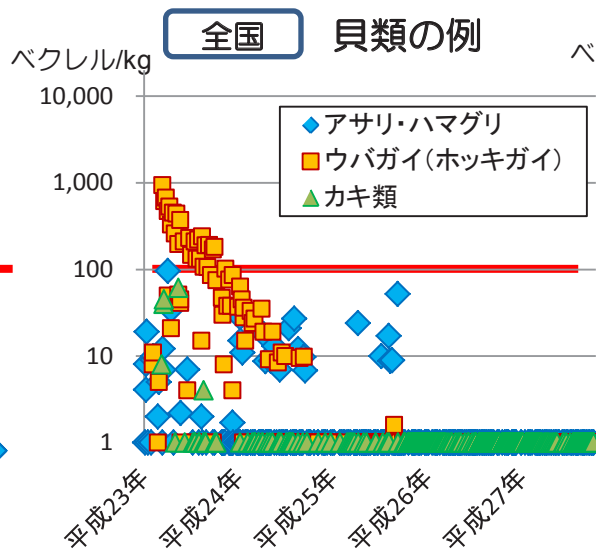
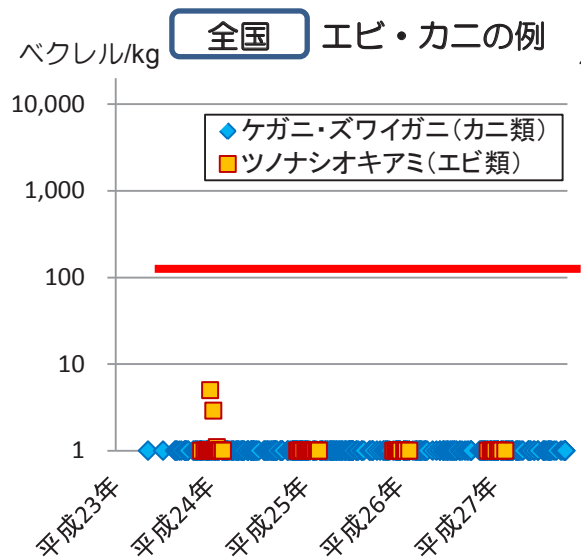


(注) 平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

# 魚種別の放射性セシウム濃度の傾向 (2/2)

放射性セシウム濃度



(注) 平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

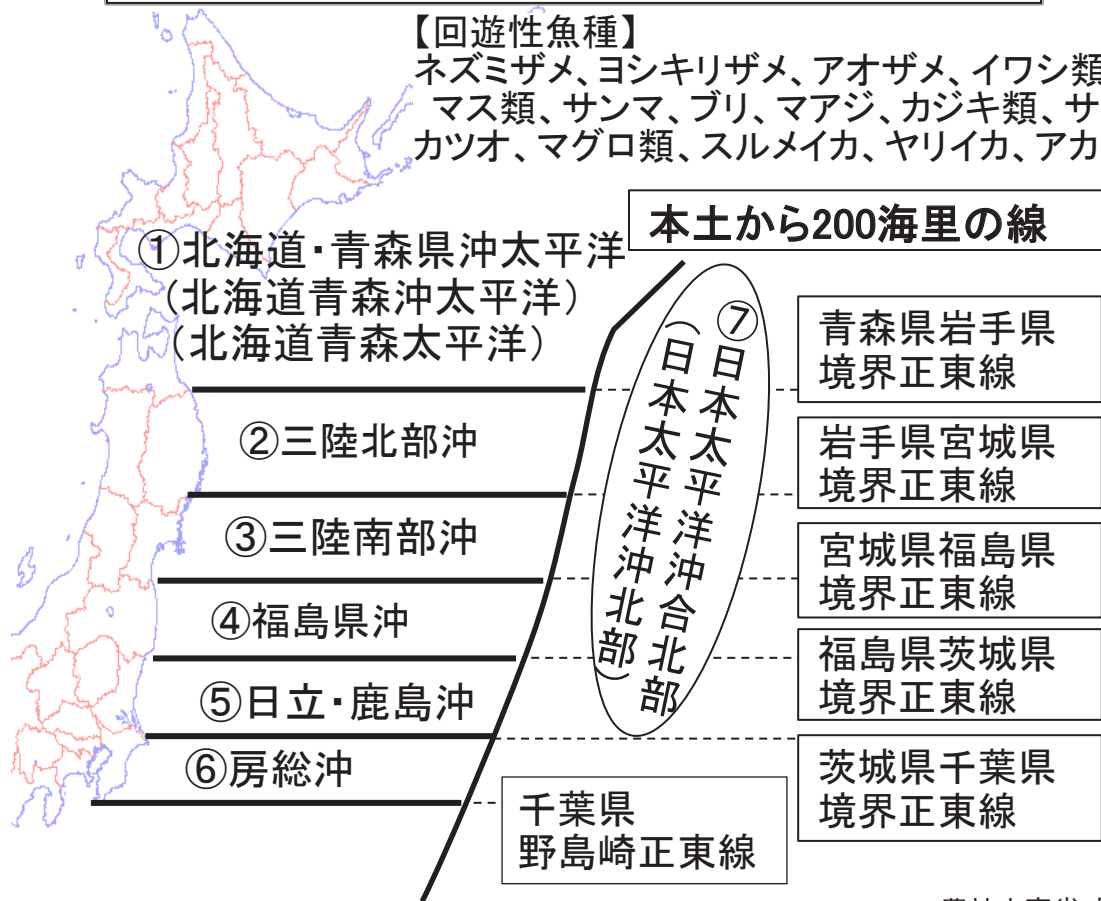
農林水産省「農林水産現場における対応」より作成



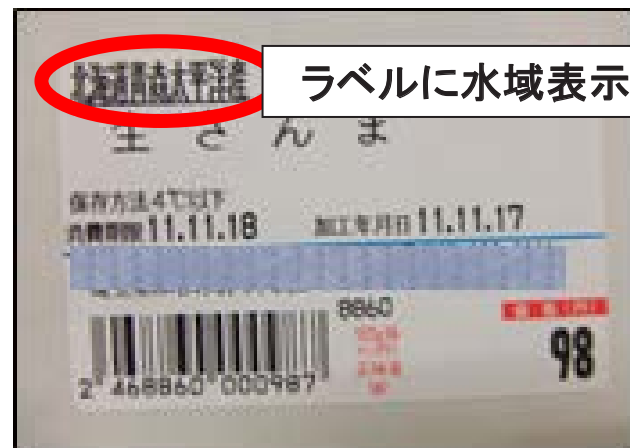
# 消費者への原産地情報の提供

○平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

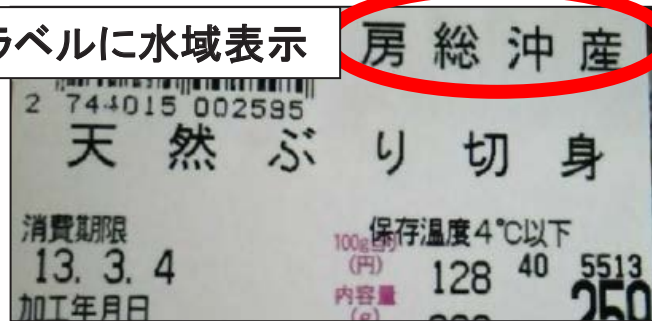
回遊性魚種の水域区分図



表示の例



ラベルに水域表示



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成